

○国土交通省告示第五百三十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十八年四月十八日

国土交通大臣 北側 一雄

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一級河川狩野川水系狩野川改修工事（木瀬川地区築堤（右岸・静岡県沼津市大岡字釜之段地先河川敷地内から同市大岡字西川窪地先河川敷地内まで））及びこれに伴う附帯工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 右岸：静岡県沼津市大岡字釜之段地先河川敷、字白滝、字白滝地先河川敷、字四反畑、字西川窪及び西川窪地先河川敷地内
- 2 使用の部分 右岸：静岡県沼津市大岡字白滝地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、静岡県沼津市大岡字釜之段地先河川敷地内から同市大岡字西川窪地先河川敷地内までの右岸延長361mの区間（以下「本件区間」という。）における「一級河川狩野川水系狩野川改修工事（木瀬川地区築堤）及びこれに伴う附帯工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、「一級河川狩野川水系狩野川改修工事」（以下「本体工事」という。）は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項の一級河川に関する工事であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。また、本体工事の施行に伴う附帯工事として行う仮設水路設置工事については、法第3条第35号に規定する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一級河川の管理は、河川法第9条第1項の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同条第2項に基づく指定区間に指定されていないことから、

起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。
したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1)得られる公共の利益

一級河川狩野川水系狩野川（以下「狩野川」という。）は、その源を静岡県伊豆市の天城山系に発し、大見川等の各支川が流入した後、狩野川放水路を分派し、その後さらに黄瀬川等の各支川が流入した後、沼津市において駿河湾に注ぐ流域面積852km²、流路延長46kmの河川である。

狩野川流域は、沼津市をはじめとする6市3町からなり、人口約64万人、事業所数約3.4万を有し、特に下流域においては都市化の進んだ地域となっており、本件区間の後背地においても家屋が連たんしているところ、狩野川においては過去何度も豪雨による氾濫が生じており、昭和33年9月には、台風22号（狩野川台風）により、流域各所で溢水・決壊による氾濫が生じ、死者・行方不明者853名、被災家屋6,775戸に及ぶ被害が起きている。

狩野川流域の治水対策については、「狩野川水系河川整備基本方針」（平成12年12月策定。以下「基本方針」という。）において、年超過確率1/100年規模の洪水に対応することが目標とされ、その後、基本方針に基づき、概ね30年間の当面の整備目標を定める「狩野川水系河川整備計画」（平成17年12月策定。以下「整備計画」という。）が策定され、基準地点大仁において計画高水流量3,100m³/秒、主要地点黒瀬において整備計画目標流量3,000m³/秒を流下させ、年超過確率1/50年規模の洪水に対応することを目標として順次河川改修が実施されている。

本件事業は、無堤であることから現況流下能力が2,334m³/秒と、整備計画に定める主要地点黒瀬における整備計画目標流量3,000m³/秒を大きく下回る本件区間について、当該整備計画目標流量と同量の流下能力を確保すべく築堤工事を行うものであり、本件事業の完成により、本件区間において年超過確率1/50年規模の洪水に対応することが可能となり、本件区間の後背地に存する家屋連たん地区への浸水被害が軽減され、流域住民の生命及び財産の安全に寄与することが認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響について、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるため実施されていないが、起業者は、学識者等からなる狩野川流域委員会から狩野川流域の自然環境整備及び保全について、必要な指導、助言を得ながら本件事業を進めているところである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2)失われる利益

起業者の調査によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75

号)により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3)事業計画の合理性

本体工事は、狩野川の氾濫による浸水被害の軽減を目的として、築堤工事を施行するものであり、本体工事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）に定める規格に適合していると認められる。

また、本体工事業の施行方法については、基本方針に定める計画堤防高と堤防法線に基づき別途河川改修が実施されている本件区間の直上流区間及び山付きの地形のため築堤の必要がない本件区間の直下流区間との整合を図る必要があること、上下流区間の河床勾配との整合上河床掘削を行うには問題があること等を考慮したものであり、適切なものと認められる。

さらに、本体工事業の施行に伴う附帯工事として行う仮設水路設置工事は、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1)事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、狩野川は過去何度も豪雨による氾濫が生じているにもかかわらず、本件区間は現況流下能力が整備計画に定める整備計画目標流量を大きく下回っていることから、本件区間の後背地に存する家屋連たん地区への浸水被害を軽減するため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 静岡県沼津市役所